会計検査院

会計検査院事務総長　河戸　光彦
会計検査院事務総局次長事務取扱を免ずる（八月二日）

岩　手　県

○人事委員会委員再任
伊藤芳子委員は、七月二日再任された。
○公安委員会委員再任
雫石禮子委員は、七月二日再任された。

石　川　県

	新		旧
辞職	（総務部長）		阿久澤　孝（七月七日）
総務部長	（企画振興部長）		植村　哲
企画振興部長	（財務事務管）		小森　卓郎（以上七月八日）

長　野　県

○労働委員会委員任命
奥原二由委員は、六月二十二日辞職し、欠員であったところ、七月六日次の者が任命された。
労働委員会委員　関　政人

大　阪　府

○人事委員選任
帯野久美子委員は、六月二十日辞職し、七月一日次の者が選任された。
人事委員会委員　栗原　良扶

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川太田川水系太田川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成23年８月４日

中国地方整備局長　福田　　功

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小型船舶（木船）　１隻
２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　広島市西区観音新町四丁目地先
⑵　当該工作物を除却した日時　平成23年６月27日午後２時
３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成23年６月27日午後４時
⑵　保管場所　広島市西区扇二丁目１地先
４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。
５　問い合わせ先　広島市中区八丁堀３―20　国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所占用調整課　電話082―222―9247

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係労働者を代表する者本郷文男の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年８月４日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
３　推薦締切日　平成23年８月15日
４　推薦書及び添付書類提出先　滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の廃止決定に関する公示

京都労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、京都府既製洋服製造業最低工賃（平成13年京都労働局最低工賃公示第１号）を平成23年８月３日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成23年８月４日

京都労働局長　小池　國光

地方自治事項

群　馬　県

選挙

七月三日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

大澤　正明（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

工場財団

青森県八戸市沼館三丁目６番48号**八戸ガス株式会社**の工場財団に青森県八戸市沼館三丁目５番地６号八戸ガス株式会社ガス工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年８月４日

青森地方法務局八戸支局

大井口土地改良区役員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成23年８月４日

関東農政局長　宮本　敏久

退任

役職	氏　名	住　所
理事	國府田孝行	茨城県筑西市森添島716番地

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７０３４号

福島市万世町１番５号
申立人　福島信用金庫
本籍福島県伊達市保原町字中村町29番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福島県伊達市、死亡年月日平成22年10月６日、出生の場所福島県信夫郡余目村、出生年月日昭和24年１月１日、職業無職
被相続人　亡　末永　　清
事務所福島市花園町２番35号　花園レジデンス102号
相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

福島家庭裁判所